

実行概要

「1976年の漁業保存管理法（公法94-265）」によって、アメリカ合衆国は、領海（海岸から3マイル）から海側に、海岸から200海里の漁業保存水域（FCZ）内の漁業資源と漁業に対して排他的管理権を与えられている。FCZ内の漁業に対する管理計画を作成する責任は、この法により8の地域漁業管理委員会に負わされている。西部太平洋漁業管理委員会は、ハワイ、グアム、アメリカサモア沖の漁業に対し責任を持っている。また、北マリアナ島以遠のFCZで実施する措置をも勧告する。FCZ内の漁業管理に関する規則の作成及び実施は総て商務長官の責任である。この宝石珊瑚漁業管理計画は、西太平洋漁業管理委員会により作成された。そして商務長官に提出され、承認を受けて実施することになる。管理計画の主目的は、漁業保存水域内の宝石珊瑚の適正漁獲量（OY）を決定し、宝石珊瑚漁業のアメリカ合衆国に対する利益を最大にすることにある。ハワイ、アメリカサモア、グアム、北マリアナ共和国その他アメリカ所有の島の沖には宝石珊瑚の存在が実際に知られている。或いはその有在が信じられている。

この管理計画においては、宝石珊瑚の漁場は別々の管理単位として取扱われている。漁場は、確立した漁場、条件付漁場、開発すべき漁場に分けられる。確立した漁場とは過去に漁獲があり科学的資料に基づいてはっきりした最適生産量が決定されているもの。条件付漁場とは、場所と凡そ大きさが知られていて、最適生産量は確立漁場との比例から誘導することが出来るが、はっきりした最適生産量の決定には追加資料を必要とするもの。開発漁場とは、西部太平洋の漁業保存水域の上記漁場以外の総ての海域からなっている。ただ1つの珊瑚漁場だけが十分研究され、確立漁場に分類されている。それは、ハワイ、オアフのMakapuu沖のもので、5漁場は条件付漁場に分類

され、総てハワイ諸島沖である（第1図、第2図参照）。

管理方式は3種の漁場総て商業漁業のために定められている。即ち許可区域となつていて、游魚用ではない。規定された措置の概要は次のとおりである。(1)Makapuu床では、ピンク(Corallium Secundum)、ゴールド(Gerardia sp)およびバンブー(Lepidisis olapa)珊瑚資源に対する最適生産量(OY)が決定されている。最適生産量は最大持続生産量(MSY)の推定に基づいている。Makapuu床における3種の珊瑚の凡そMSYは、ピンク1年当り1,000kg、ゴールド1年当り300kg、バンブー1年当り250kgであり最適生産量は2年当り2倍の数字に定められた。期間を2年に調整したのは社会経済的配慮によりそのように提案されたからである。(2)条件付漁場の最適生産量は、漁場の広さをMakapuu漁場の広さに関連させて、面積当り同じMSYを仮定して決定してある。そして非選択漁具を使用したときはOYをMSYの20%に減少した。(3)Makapuu漁場と条件付漁場におけるアメリカの漁獲とアメリカの加工能力、および予定年間漁獲は、提案された最適生産量の水準と等しいので、これらの漁場では、外国漁業者或いは合弁操業へ割当てられる余剰はない。国内の加工能力は期待される国内漁獲量を加工するのに十分である。(4)開発漁場において明確な適正漁獲量が決定出来るまでは、これらの各漁場(ハワイ、サモア、グアム、北マリアナ及び他のアメリカ所有島)におけるさしあたっての「適正漁獲量」は、総ての種類の合計で1,000kgに定められた。そのうち500kgは潜在的国内漁獲のため留保し500kgが「外国漁業に対する総許容漁獲水準(TALFF)」である。

(注:1980年9月15日の官報(Federal Register)においては、総外国漁獲枠TALFF=最適生産量(OY); $1,000\text{kg} - 2 \times (\text{最初の6ヶ月の国内漁獲})$ が提案されている。)(5)FCZ中に知られている或いはあると考えられる他の種類の宝石珊瑚

瑚及び関連する非宝石珊瑚もこの計画の中に含まれている。現在は、特定の保存管理措置は提案されておらず適正漁獲量も決定されていない。さらに多くの資料が得られるようになれば、また必要が生ずれば、本計画はこれらの種を管理するように変更されよう。(6)現在選択漁法が行われている総ての許可漁場に対し、また、ハワイ本島沖 F C Z の海域に対し、引網使用の禁止が推奨されている。(7)他の総ての許可水域において、特定の条件を付して曳網に対する割当てが与えられている。(8)他の漁業が宝石珊瑚を混獲することは、国内漁業者にも外国人漁業者にも許される。但し報告することと珊瑚を海へ返還することが必要である。(9)或る珊瑚漁場については、商業漁獲或いは開発のための漁獲を、*refugia* 或いは *preserves*（禁漁区）として閉鎖する勧告がなされている。このような *preserves*（禁漁区）に、北西ハワイ諸島沖の、Nihoa島とNecker島の間にあるWespae漁場を指定することも勧告されている。本計画を変更することによって他の *refugia* も指定出来る。(10)国内漁業者にとっても外国漁業者にとっても許可が必要である。そして許可は、広範囲の報告と上記諸規定を内容とする条件の尊守とを義務づけている。漁船には監督の乗船が要求されよう。提案した管理措置は、国に対する利益を最大にし、漁業保存管理法の国家基準に一致するように計画されている。

I. 緒 言

本書は、中部及び西部太平洋のアメリカ漁業保存水域内の宝石珊瑚及び関連非宝石珊瑚漁業のための漁業管理計画（FMP）であり、漁業保存管理法、1976（FCMA）（公法94-265）に基づいて、西太平洋区漁業管理委員会が作成した。

FCMAは、200マイル漁業保存水域の設定を規定し、アメリカ漁業資源の保存と管理を規定している。水域内ではアメリカが、高度回游魚であるマグロを除く総ての漁業資源に対し、排他的管理権を持っている。この法律は、漁業管理計画の作成と実施を義務づけており、それにもとづいて国家の漁業管理計画の目的が達成されることになろう。

漁業管理計画は、科学的情報に基づいて年間漁獲量決定するための基礎を与えている。これには州、漁業界、リクリューション・グループ、消費者、環境団体その他利害関係者の要望も含まれている。要するに、どの漁業資源の許容漁獲量も、その資源の適正生産量に基づいている。

漁業管理の単位は、中央及び西部熱帯、亜熱帯におけるアメリカ領島々の沖の漁業保存水域内にある宝石珊瑚及び関連非宝石珊瑚の明確な母集団或いは礁からなっている。現在、唯一つの床が国内漁業会社によって、開発が経済的に行われている。他の漁場は、外国漁業によって漁獲されているが正確な記録はないものと思われる。またある漁場は、開発調査により場所が同定されているが未だに開発されていない。そして、これらの海域に将来調査され、開発される宝石珊瑚の床があることは疑いもない。そして、珊瑚資源は容易に取りつくされることを考えると、保存のために暫定規定を作つておく分別が必要である。

この漁業管理計画において、開発の歴史があり、科学的データに基づい

て、最大持続生産量 (MSY) が推定されている宝石珊瑚の床は、確立漁場 (Established Beds) と名づけられている。位置と大体の大きさが分っている床は条件付漁場 (Conditional Beds) と呼ばれ、また、位置がまだ分っていない床を開発海域 (Exploratory Areas) と呼ぶ（注：N, F. 2.）。この計画では、FCZ の 5 の部分 — ハワイ、グアム、アメリカサモア、アメリカ領島々、北マリアナの周辺 — を開発海域に指定して漁獲割当を行った。その目的は、開発漁場を発見し、そこから漁獲を行うためである。

この計画の主要目的は、中西部太平洋のアメリカ漁業保存水域内の宝石珊瑚の最適生産量を決定するにある。最適生産量という語は、この法律では、国家に対し全体的に最大の利益をもたらす「魚」の量と定義されている。そしてそれは、最大持続生産量をもとにして、関連する経済、社会、生態学的要素を加えた数字で表わされている。本書で考慮されている宝石珊瑚の種類は、ピンク珊瑚、Corallium secundum, ゴールド珊瑚 Cerardia (以前 Parazoanthus) sp. とバンブー珊瑚、Lepidisis Olapa (以前 Keratoisis nuda) である。大陸棚或は FCZ の他の種の宝石珊瑚、他の珊瑚もこの計画に含まれている。現時点では保存管理措置は許可及び資料収集に限られているわけではない。これらの珊瑚に対する現在以上の管理措置は必要に応じこの計画の中に加えていく。本書で考慮している海域には、ハワイ諸島、アメリカサモア、グアム、北マリアナ共和国、その他中西部太平洋におけるアメリカ領島々が含まれている。

管理計画には、商業上最も重要な種に対する最適生産量の推定、最適生産量達成に必要と思われる手段の勧告が含まれている。